

令和6年5月16日招集

令和6年大船渡市議会第1回臨時会議案

大船渡市

番 号	件 名
議案第 1 号	大船渡市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
議案第 2 号	令和 5 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求めることについて
議案第 3 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
議案第 4 号	大船渡市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
議案第 5 号	大船渡市監査委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第 1 号

大船渡市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

大船渡市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）
第 179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の
規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 6 年 5 月 16 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

大船渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日 専決

大船渡市長 淵 上 清

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者はその事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 [略]</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者はその事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(固定資産税の減免等)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>同項第5号の固定資産について、市長が固定資産税を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(固定資産税の減免等)</p> <p>第71条 [略]</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第129条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第129条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに</u></p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属</p>	<p><u>該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(保険税の課税額)</p> <p>第140条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第161条 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は第140条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属</p>

改正前	改正後
<p>者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～へ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～へ [略]</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～へ [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7</u></p>

改正前	改正後
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p>	<p><u>年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p>第7条の7 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の2、第34条の5から第34条の8まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第46条の5第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6第2項及び附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第46条の5第1項中「課した」とある</u></p>

改正前	改正後
	<p>のは「<u>附則第7条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき</u>」と、「<u>の前々年中</u>」とあるのは「<u>の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中</u>」と、「<u>、前々年中</u>」とあるのは「<u>、附則第7条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中</u>」とする。</p> <p><u>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u></p> <p><u>第7条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第40条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第39条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては<u>ないものとし、第39条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第39条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては<u>ないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては<u>ないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></u></p>

改正前	改正後
	<p>2 <u>令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第46条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p>第7条の9 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個</u></p>

改正前	改正後
	<p>人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第46条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額と</p>

改正前	改正後
	<p><u>の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属</u></p>

改正前	改正後
	<p>する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第46条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第34条の2まで、第34条の5から第34条</p>	<p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第46条の5第2項の規定により読み替えられた第46条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第46条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第7条の10 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の2、第34条の5から第34条の8まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第7条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第35条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第34条の2まで、第34条の5から第34条</p>

改正前	改正後
<p>の7まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、<u>同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略] 2～12 [略]</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>16 <u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>17 <u>法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>18 <u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>19 <u>法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p>	<p>の7まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項、<u>附則第7条の7第1項及び前条の規定の適用については、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の7第1項中「及び前条」とあるのは「前条及び附則第8条第2項」と、前条中「及び附則第7条の6」とあるのは「附則第7条の6及び次条第2項」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 [略] 2～12 [略]</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u></p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>16 <u>法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p>17 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>18 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>19 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>20 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>22～23 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>21 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>23～24 [略]</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4～8 [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>

改正前	改正後
<p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	<p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>
<p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p>	<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) [略]</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="152 185 264 213">14 [略]</p> <p data-bbox="181 264 1099 336">(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p data-bbox="152 344 320 373">第11条 [略]</p> <p data-bbox="197 424 891 453">(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p data-bbox="152 464 1099 815">第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="152 823 1099 1054">2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="181 1110 1099 1182">(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p data-bbox="152 1190 1099 1422">第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得</p>	<p data-bbox="1137 185 1249 213">15 [略]</p> <p data-bbox="1167 264 2085 336">(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p data-bbox="1137 344 1305 373">第11条 [略]</p> <p data-bbox="1182 424 1877 453">(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p data-bbox="1137 464 2085 815">第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="1137 823 2085 1054">2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第60条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p data-bbox="1167 1110 2085 1182">(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p data-bbox="1137 1190 2085 1422">第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得</p>

改正前	改正後
<p>た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分</p>	<p>た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分</p>

改正前	改正後
<p>の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当</p>	<p>の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資</p>

改正前	改正後
<p>該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条の6第1号及び第129条の14中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条の6第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条の6第1号及び第129条の14中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条の6第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則</p>

改正前	改正後
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の5 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p>	<p><u>第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の5 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則</u></p>

改正前	改正後
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p>	<p><u>第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] <u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の2 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の2 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] <u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の3 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の3 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] <u>(5) 附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3～4 [略]</p>

改正前	改正後
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の4 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2の4 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) <u>附則第7条の7及び附則第7条の10の規定の適用については、附則第7条の7第1項及び附則第7条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大船渡市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前

の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 号(大船渡市税条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第51条	市民税を減免する場合について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があるときは、減免を受けようとする者の申請を要しないこと等を定めたものである。
第71条	固定資産税を減免する場合について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があるときは、減免を受けようとする者の申請を要しないこと等を定めたものである。
第129条の 9	特別土地保有税を減免する場合について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があるときは、減免を受けようとする者の申請を要しないこと等を定めたものである。
第140条	国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円とすることを定めたものである。
第161条	国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の軽減後の課税限度額を24万円とするとともに、軽減の対象となる所得の基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を、5割軽減は29万5,000円、2割軽減は54万5,000円とすることを定めたものである。
附則第 5 条の 2	個人の市民税における令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例を定めたものである。
附則第 6 条	文言を整理したものである。
附則第 7 条の 7	令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除について定めたものである。
附則第 7 条の 8	令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る納税通知書の特例を定めたものである。
附則第 7 条の 9	令和 6 年度分の公的年金等の所得に係る個人の市民税に関する特例を定めたものである。
附則第 7 条の10	令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除について定めたものである。
附則第 8 条	特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税の課税の特例の適用後のものとする事等を定めたものである。
附則第10条の 2	再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の減額措置を講ずること等を定めたものである。

条 項	要 旨
附則第10条の3	認定長期優良住宅に係る固定資産税の特例について、申告書の提出がなかった場合においても、一定の要件に該当すると認められるときは、当該特例を適用できること等を定めたものである。
附則第11条	文言を整理したものである。
附則第11条の2	土地に係る令和7年度又は令和8年度の固定資産税の課税標準の特例を定めたものである。
附則第12条	宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの固定資産税について、各年度分の負担の調整措置を定めたものである。
附則第12条の2	用途変更宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの固定資産税について、各年度分の負担の調整措置を定めたものである。
附則第13条	農地に係る令和6年度から令和8年度までの固定資産税について、各年度分の負担の調整措置を定めたものである。
附則第15条	令和6年度から令和8年度までの特別土地保有税について、各年度分の課税の特例等を定めたものである。
附則第16条の3	上場株式等に係る配当所得等の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第16条の4	土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第17条	長期譲渡所得の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第17条の5	短期譲渡所得の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第18条	一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第18条の2 の2	先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第18条の2 の3	特例適用利子等及び配当等の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。
附則第18条の2 の4	条約適用利子等及び配当等の個人の市民税の所得割の額を、特別税額控除の対象となる所得割の額に含めることを定めたものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1条	この条例の施行期日を令和6年4月1日としたものである。
第2条	改正後の条例の規定のうち固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税に適用すること等を定めたものである。
第3条	改正後の条例の規定のうち国民健康保険税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めたものである。

議案第 2 号

令和 5 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 5 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）を地方自治法（昭和 22 年法律
第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 6 年 5 月 16 日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

寄附金の増加によるふるさと納税事業の経費の補正、事業費の確定による積立金の変更等に伴い、令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日専決

大船渡市長 淵 上 清

議案第 3 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律
第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 6 年 5 月 16 日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

令和6年2月26日から29日にかけて発生した風浪災害に伴い、令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年4月1日専決

大船渡市長 淵 上 清

議案第4号

大船渡市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和6年5月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市赤崎町字鳥沢216番地5

氏 名 森 正

生年月日 昭和44年12月24日

経 歴

昭和63年 4 月	大船渡市事務員
平成21年 4 月	大船渡市都市整備部下水道事業所係長
平成25年 4 月	大船渡市生活福祉部市民生活環境課係長
平成27年 4 月	大船渡市総務部防災管理室主幹
平成31年 4 月	大船渡市農林水産部農林課課長補佐
令和 3 年 4 月	大船渡市商工港湾部観光交流推進室次長
令和 6 年 4 月	大船渡市総務部税務課長

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議案第 5 号

大船渡市監査委員の選任に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 196条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 6 年 5 月 16 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

住 所 大船渡市日頃市町字長安寺41番地 4

氏 名 船 野 章

生年月日 昭和26年 5 月 17 日

地方自治法(抜粋)

(選任及び兼職禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。